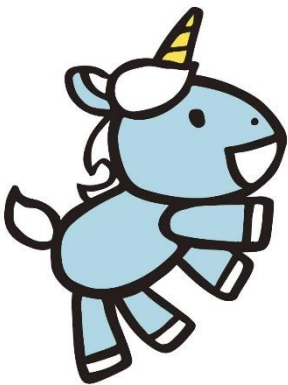




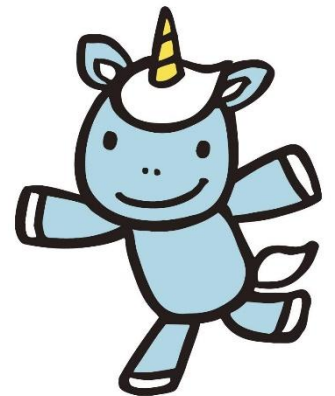
トレジャーキッズ
よこづつみ保育園



重要事項説明書

(入園のしおり)

令和7年度



目次

| | | | |
|--|-----|----------------------------------|-----|
| 第1章 施設概要 | | 第4章 家庭との連携 | |
| 1. 運営主体 | P2 | 1. 園からのお知らせ | P26 |
| 2. 施設の概要 | | 2. 緊急時の連絡方法 | P29 |
| 3. 施設の目的・運営方針 | | 3. 災害警報について | P30 |
| 4. 当園における施設、設備等の概要 | P3 | 4. 災害発生時の緊急連絡先について | P33 |
| 5. 職員体制 | | 5. 非常災害対策 | |
| 6. 園児の利用状況 | P4 | 6. 緊急時の対応 | P34 |
| 7. 子ども子育て支援法 | | 7. 保育内容に関する相談・苦情窓口 | P35 |
| 8. 登園におけるその他の留意事項 | | 8. 虐待防止等の措置について | |
| 9. 園舎見取り図 | | 9. 第三者評価について | |
| 第2章 保育の内容 | P5 | 10. 迷惑行為について | P37 |
| 1. 保育の理念、目標など | | 11. 利用者に対しての保険 | |
| 2. 保育等の特徴 | P6 | 12. 個人情報保護の方針及び個人情報の取 り扱いについて | P38 |
| 3. 利用の開始に関する事項 | | 13. 写真販売について | 資料 |
| 4. 契約の解除 | P7 | 気管支拡張テープ確認表 | |
| 5. 保育について | | 意見書 | |
| 6. 保育園の1年 | P10 | 登園届 | |
| 7. 食事の提供方法及び提供を行う 日、アレルギー対応状況及び栄養 士の配置状況 | P11 | | |
| 8. 利用料金について | P12 | | |
| 第3章 保健と健康管理 | P15 | | |
| 1. 登園の条件について | P16 | | |
| 2. 保育園とくすりについて | P18 | | |
| 3. 園児健康診断 | P19 | | |
| 4. 嘱託医について | | | |
| 5. 感染症の登園基準 | P20 | | |
| 6. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から 赤ちゃんを守るために | P22 | | |
| 7. 予防接種 | P23 | | |
| 8. 「けんこうのきろく」について (資料) SIDS のリーフレット | P24 | | |

第1章 施設概要

1. 運営主体

| | |
|---------|--|
| 事業者の名称 | 株式会社セリオ |
| 事業者の所在地 | 〒530-0003 大阪市北区堂島 1-5-17 堂島グランドビル8階 |
| 事業者の連絡先 | 06-6442-0600 |
| 代表者氏名 | 黒崎 泰司 |

2. 施設の概要

| | | | | | | | | |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 種別 | 認可保育所 | | | | | | | |
| 名称 | トレジャーキッズよこづつみ保育園 | | | | | | | |
| 所在地 | 〒538-0052 大阪府大阪市鶴見区横堤 5 丁目 8-9 | | | | | | | |
| 連絡先 | 電話番号 06-6780-4771 FAX 番号 06-6780-4771 | | | | | | | |
| 管理者氏名 | 園長 渡部 馨 | | | | | | | |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 | | | | | | | |
| 施設・事業所番号 | 2710051005447 | | | | | | | |
| ホームページ | http://www.serio-corp.com | | | | | | | |
| 認可定員 | 年齢 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
| | クラス名 | ほし組 | つき組 | にじ組 | かぜ組 | そら組 | だいち組 | |
| | 人数 | 12人 | 16人 | 15人 | 17人 | 17人 | 14人 | |
| 利用定員 | 満3歳以上の児童 | | | | 45人 | | | |
| | 満1歳以上、3歳未満の児童 | | | | 25人 | | | |
| | 満1歳未満の児童 | | | | 12人 | | | |

3. 施設の目的・運営方針

トレジャーキッズよこづつみ保育園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ①「当園」は、保育の提供にあたっては、入園する乳幼児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- ②「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ③「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における施設、設備等の概要

①施設

| | | |
|------|------|-----------------------|
| 敷地 | 専有面積 | 591.84 m ² |
| | 園庭 | 106.28 m ² |
| 園舎 | 構造 | 木造 2階建てのうち、1階、2階 |
| | 延べ | 460.46 m ² |
| 代替公園 | | 鶴見緑地公園 121 ha |

②主な設備の概要

| 設備 | 部屋数 | 面積 |
|---------------|-----|----------------------|
| ほふく室(0歳児) | 1室 | 48.02 m ² |
| 乳児室(1歳児) | 1室 | 39.90 m ² |
| 保育室(2歳児) | 1室 | 28.98 m ² |
| 保育室(幼児異年齢クラス) | 1室 | 33.12 m ² |
| 保育室(幼児異年齢クラス) | 1室 | 75.66 m ² |
| 調理室 | 1室 | 19.16 m ² |
| 事務室 | 1室 | 18.41 m ² |
| 代替公園 | | 鶴見緑地公園 121 ha |

当園は安心安全な施設運営への取り組みのため、園内みまもりカメラの導入しております。

- ・目的:外部からの侵入抑止および園内トラブル(ケガ、不審者侵入)発生時の事実確認ため。
- ・設置場所:各保育室および玄関 詳細につきましては、別途掲示にてお知らせいたします。

5. 職員体制 (令和7年4月1日現在)

| 職種 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 職務内容 | 勤務体系 |
|-------|-----|-----|-----|---------------------------------|--------------------------|
| 園長 | 1人 | 1人 | 0人 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 正規の勤務時間帯(9:30~18:30) |
| 主任保育士 | 1人 | 1人 | 0人 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる | 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) |
| 保育士 | 21人 | 12人 | 7人 | 園児の保育 | 正規の勤務時間帯(7:15~19:30)シフト制 |
| 栄養士 | 1人 | 1人 | 0人 | 園児の栄養指導 | 正規の勤務時間帯(8:00~16:00) |
| 調理員 | 3人 | 0人 | 3人 | 給食の調理 | 正規の勤務時間帯(8:00~17:00)シフト制 |
| 看護師 | 1人 | 1人 | 0人 | 園児の健康管理 | 正規の勤務時間帯(8:30~17:30) |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月31日大阪市条例代49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間は異なります。

※勤務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6. 園児の利用状況(毎年度 5 月 1 日現在)

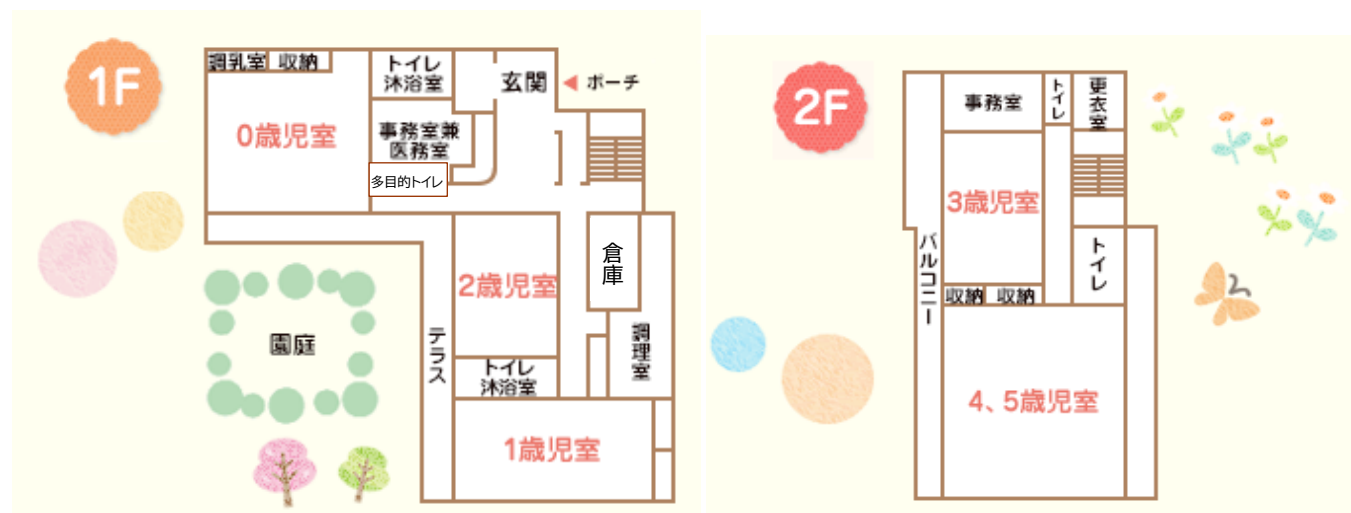
| | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度(予定) |
|------|---------|---------|-------------|
| 0 歳児 | 9 人 | 9 人 | 0 人 |
| 1 歳児 | 12 人 | 10 人 | 0 人 |
| 2 歳児 | 13 人 | 12 人 | 0 人 |
| 3 歳児 | 14 人 | 15 人 | 0 人 |
| 4 歳児 | 12 人 | 15 人 | 0 人 |
| 5 歳児 | 14 人 | 14 人 | 0 人 |

7. 子ども子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により、公表・公示された旨 なし（ある場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

8. 当園におけるその他の留意事項

| | |
|-------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

9. 園舎見取り図



第2章 保育の内容

1. 保育の理念、目標など

セリオの保育

自分らしくいてほしいから
健やかでいてほしいから
自信をもってほしいから
なんにでも向かっていってほしいから
友だちを大切にしてほしいから

やさしく、そっと、子どもたちに寄り添います

保育理念

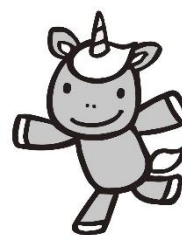
子ども一人ひとりの発達を保障し豊かな成長を支えます。
子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事が出来る環境を目指します。

保育方針

子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。
生活や遊びを通して一人ひとりの子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。

保育目標

1. 思いやりのある子ども
2. あいさつが出来る子ども
3. 明るくのびのび遊ぶ子ども
4. どんなことにも挑戦する子ども



クラス編成

0歳児…ほしぐみ 1歳児…つきぐみ 2歳児…にじぐみ
3歳児…かぜぐみ 4歳児…そらぐみ 5歳児…だいちぐみ
☆3・4・5歳児は異年齢混合保育を行っています。

2. 保育等の特徴

○季節に応じた保育、食育、育児担当制保育を取り入れております。

厚生労働省・子ども家庭庁より発行されている以下の指針やガイドライン等に基づき保育を行っています

- 保育所保育指針
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
- 保育所における感染症対策ガイドライン
- 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
- 保育所における食事の提供ガイドライン
- 大量調理マニュアル
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
- 授乳・離乳の支援ガイド

○一時預かり

当園では、保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の疾病等による緊急・一時的な保育に対応するため、又、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や、就学前児童の成長・発達のために、保育が必要な方に対して、保育サービスを提供する一時預かり事業(一般型)を大阪市補助事業者として行います。

○ 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

○ 子育て支援

卒園後も何かお困りの際はいつでも保育園にお立ち寄り、ご相談ください。

卒園後も卒園児に参加していただける行事がございます。その際は案内を送らせていただきます。卒園後も保護者の皆様とお子様の成長を一緒に見守っていきます。

○食育の取り組み

幼児クラスはクッキングを実施します。菜園活動や調理保育などを通じて食に対する興味や関心を深める。

○以下の保育プログラムを行っています。

- コスモ体操教室(有料 2 歳児～5 歳児)
- スイミング指導(有料 3 歳児～5 歳児)
- ネイティブ英語指導(無料全クラス)

※コスモ体操教室、スイミングにつきましては希望者となっておりますが、身体づくりや集中力を養う良いプログラムとなっておりますので是非ご参加下さい。

3. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

4. 契約の解除

(1) 下記の場合、保育の提供を終了します。

- 満6歳を迎える年度を終了したとき
- 保育認定こどもに該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- 支給認定保護者が退所を申し出たとき

(2) 退園について

退所を希望される場合には、速やかに鶴見区子ども福祉課と当園までご連絡いただきますようお願いいたします。

5. 保育について

0歳～5歳までの一貫した就学前保育(養護・教育)をいたします。

| | | 月曜～金曜 | 土曜 |
|--------|-----|--|------------|
| 標準時間保育 | | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 |
| 短時間保育 | | 8:30～16:30 | 8:30～16:30 |
| 延長保育時間 | 標準 | 18:31～19:30 | / |
| | 短時間 | 7:30～8:29 | |
| | | 16:31～19:30 | |
| 休園日 | | ○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始(12月29日・30日・31日及び1月1日・2日・3日) | |

※開園時間は7:30～19:30となっております。

※保育必要時間のみのお預かりとさせていただきますので、ご了承ください。

(4)土曜保育について

- ・土曜日保育については、【土曜保育申請書】と【ご家族の土曜就労証明書】が必要です。
- ・保護者のどなたかが、土曜日休日の場合はご家庭での保育をお願いします。
- ・単発で土曜保育をご利用される場合は、担任までご相談ください。

(5)延長保育について

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、別途延長保育料がかかります。

- ①標準時間認定をされた方で、18時31分～19時30分の保育を利用される場合
- ②短時間認定をされた方で、7時30分から8時29分、及び16時31分～19時30分の間で利用をされる場合

※月極の延長保育については、勤務時間・通勤経路・時間など考慮のうえ、利用時間の申請をしていただきます。【延長保育事業利用申請書】が必要です。

※急遽18時31分以降の保育が必要となった場合は、なるべく早く保育園までご連絡ください。

(6)登園・降園・欠席について

- ①保育園への送迎は**必ず保護者の責任において**行ってください。
- ②保育園へは午前 9 時 30 分までに登園をお願いします。
 - ◎午前 9 時 30 分までに登園できない場合や、遅刻・欠席をされる場合には**午前 9 時 30 分までにキッズダイアリー**に入力して頂くか、保育園に **8:30~9:30 の間にお電話**ください。
 - ◎午前 9 時 30 分までに登園されない場合や連絡がない場合には午前 9 時 45 分以降に、緊急連絡先にご連絡をいたします。園児の出席確認のため、よろしくをお願いします。
- ③受診等で遅刻される場合には、ご連絡いただくときに合わせて登園予定時間もお知らせください。給食を提供できる時間が決まっているため、11 時 30 分までに登園が出来ない場合には、給食の安全衛生上、給食の提供ができませんので、予めご了承ください。
- ④園の入り口はオートロックになっています。登園時はセキュリティカードをかざしてください。セキュリティカードは毎日ご持参ください。各家庭上限 2 枚までお渡しします。
(カード紛失の場合は 2800 円料金がかかりますので失くさないよう十分お気を付け下さい)
- ⑤お迎えの方が変更になる時、また降園予定時間が 15 分以上変更になる時は、必ず**お電話**にてご連絡をお願いします。
- ⑥当園は駐車場がございません。車での送迎は近隣の方へのご迷惑となりますので、禁止とさせていただきます。
- ⑦自転車で送迎される方は、敷地内の駐輪場をご利用ください。自転車の駐輪は送迎時のみの利用とさせていただきます。
- ⑧保育園入り口の門扉は 2 重ロックとなっております。門扉上のシルバーの鍵と扉の取っ手は必ず大人の方が閉めてください。園児が外に出てしまう可能性もありますのでご協力お願いいたします。
- ⑨お仕事を休まれてご自宅におられる場合は、できるだけ家庭保育のご協力をお願いします。家庭保育をできず、お預けになる場合は 9:00~16:30 までの保育となります。
- ⑩お仕事がお休みの場合は、必ず担任にご連絡をお願いします。ごきょうだいの育休を取られる場合も同様に 9:00~16:30 までの保育のご協力をお願いします。

(7)家庭と保育園との連絡について

- ①保育園から家庭への連絡はおたより、マチコミ又は**キッズダイアリー**で行います。
- ②保育園からの連絡で、ご家庭からの返事を要するものは、指定した期日内にお返事をお願いします。
- ③質問やご意見等ございましたら、直接保育園にお問い合わせください。
- ④ご家庭⇄保育園の連絡を密に行っていきたいと思います。
 - 0~2 歳児クラスは毎日キッズダイアリー(連絡帳)にご記入をお願いします。**
 - 3 歳児クラスからは必要な日のみご記入ください。**

(8)用意していただくもの

| クラス・年齢 | | ほし (0歳児) | つき (1歳児) | にじ (2歳児) | 幼児 (345歳児) | 備考 |
|---------------|-------------------|--|-------------|-------------|---------------|------------------|
| 毎日持ってきていただくもの | エプロン (給食・おやつ用) | 2 | 2 | 1 | | |
| | スマック | | | 1 | 1 | |
| | コップ | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 巾着(コップ入れ) | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | 哺乳瓶セット | 1 | | | | 乳首・哺乳瓶・キャップ一式 |
| | 紙オムツ | 保育園でお預かりしているものを確認して補充してください。 オムツには一つひとつお名前をご記載ください。 | | | | リースご利用の方は不要 |
| | 靴下 | | | | 1 | ジップロックにひとまとめに入れて |
| | 下着(肌着) | | | | 1 | |
| パンツ | | | | 1 | | |
| 汚れもの入れ(袋) | | | | 2~3 | | |
| お預かりするもの | 紙オムツ | 4~5 | 4~5 | 4~5 | | リースご利用の方は不要 |
| | おしりふき | 1 | 1 | 1 | | リースご利用の方は不要 |
| | 手・口拭き(使い捨て) | 1 | 1 | 1 | | 給食・おやつ用 |
| | 私服 上下セット | 3 | 3 | | | |
| | 靴下 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 下着(肌着) | 3 | 3 | 3 | | |
| | パンツ | | | 3~4 | | |
| | 汚れもの入れ | 2~3 | 2~3 | 2~3 | | スーパーの袋 |
| 毎週 | ビニール袋 | 1 | 1 | 1 | | 100枚入り程度の物 |
| | タオルケット | 1 | 1 | 1 | 1 | 季節によって調節してください |
| | 敷きパッド | 1 | 1 | 1 | 1 | ※下記参照 |
| | カラー帽子 | | 1 | 1 | 1 | |
| 制服関係 | 0歳の帽子(ゴム付き) | 1 | | | | |
| | 体操服上下 | | | 1 | 1 | 2歳以上児から |
| | 上靴 | | | | 1 | 3歳以上児から |
| | 制服 | | | | 1 | 3歳以上児から |
| | 外履き靴 | 1 | 1 | 1 | 1 | |

◎毎日衣類の点検と補充をお願いします。(感染症の状況に応じ、入室頂く状況は変更しお伝えします。)

◎週末には、タオルケット・敷きパッド・カラー帽子・上靴を持ち帰り、お洗濯をお願いします。

◎お昼寝コットの大きさは、0歳児 60cm×100cm、1歳児以上 60cm×130cmです。

敷きパッドは園の購入サイトからのご購入をお勧めいたします。(春夏用・秋冬用 各¥1,500)

※敷きパッドはコットの大きさに合わせて四隅にゴムのあるものでお願いします。

※スマックは給食喫食時、クッキング時に使用します。

6. 保育園の1年

| | 保護者様に参加できる行事 | 園児のみの行事 | その他の行事 |
|-----|--|--|--|
| 4月 | 入園の日 (新規対象園児の保護者のみ) クラス懇談会0歳児～5歳児 | 春の遠足(幼児クラス) (3～5歳児お弁当持参) | 【毎月の行事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 誕生会 ● 食育活動 ● 身体測定 ● 避難訓練 【年数回の行事】 <ul style="list-style-type: none"> ● 不審者訓練 ● 水害訓練 ● 内科検診 ● 消防署立ち合い訓練 【年1回】 交通安全教室 引き渡し訓練 個人懇談 クラス懇談 保育参加 歯科健診 尿検査(2歳以上) 手洗い指導(幼児) |
| 5月 | 運動会予行(祖父母 DAY) | 内科健診 | |
| 6月 | 運動会(2～5歳児クラス) 保育参加と個人懇談 (幼児クラス) | 歯科検診 幼児クラス 水遊びスタート | |
| 7月 | 保育参加と個人懇談 (幼児クラス) | プール開き なつまつり 夕涼み保育(5歳児) | |
| 8月 | | ボディペインティング | |
| 9月 | 引き渡し訓練16時～16時半 (全園児参加)鶴見緑地にて | 敬老交流会(ラガールへ訪問) | |
| 10月 | 保育参加(乳児クラス) スイミング参観 | 交通安全教室(予定) ハロウィン 遠足(幼児クラス) | |
| 11月 | 保育参加(乳児クラス) コスモ参観 秋まつり | ありがとうの日 内科検診 思い出遠足(5歳児お弁当持参) | |
| 12月 | 生活発表会予行(祖父母DAY) 生活発表会(2～5歳クラス) | クリスマス会 | |
| 1月 | 個人懇談(乳児クラス希望者) 就学前個人懇談(5歳児希望者のみ) にじ組制服採寸・進級説明会 | お正月あそび | |
| 2月 | 新入園児説明会 | 節分あそび | |
| 3月 | 卒園式(年長児の保護者様のみのみ) | お別れ緑地散歩(0～5歳児) (2～5歳児お弁当持参) 卒園式(4・5歳児) | |

※お誕生日会は、お誕生日当日(休日の場合は前後の日)にクラスでお祝いをします。

※保育参加日は、ご家庭でのご都合がいい日にきていただきます。(1家庭1名)

※年間の行事は変更する事がありますのでご了承ください。詳しくはおたより等でお知らせします。

7. 食事の提供方法および提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

◎当園は自園調理を行っています。

(1) 当園の給食の特徴

| | |
|-------------------|--|
| 食育の推進 | 保育園では、乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験ができるよう毎月食育活動を行っております。 |
| 給食 (昼食・おやつ・補食) | お子様の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し栄養士が作成した献立を基に給食の提供に努めます。 栄養士の管理指導のもと、保育園において調理をします。離乳食についても発達に応じて初期から完了期まで調理しております。アレルギー食にも対応しております。 |
| 献立等 | 毎月月末までに翌月の献立表をお渡しします。毎月19日の「食育の日」はメニューが郷土料理になります。日々の給食は玄関付近のサンプルケースに展示します。献立の中にお子様が初めて食べる食材がある場合は、ご家庭で必ず事前に2回お試しいただき、アレルギーの症状がないことを確認してください。 |
| 食物アレルギー等の対応 | 食物アレルギーがあると診断された場合には、医師の記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を保育園に提出していただきます。保護者様と園長、栄養士、看護師、担任で面談後、除去を開始いたします。保育園ではアレルギー食への対応は、「完全除去食」となります。アレルギーの状態により食材入手が困難な場合や調理が難しい場合は、お弁当持参をして頂くこともございます。 ※食物アレルギー対応マニュアル有 |
| 衛生管理等 | 大量調理マニュアルに基づき、職員の健康診断を年1回以上、給食(調乳を含む)従事者の検便を毎月実施します。給食従事者の日々の健康状態の確認のほか、調理設備の点検を行い、衛生管理に努めます。 |
| その他 | 朝食は大切ですので、必ず食べてから登園をお願いします。 遠足等でお弁当をお願いする場合があります。 |

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。園児の年齢に応じ、以下の時間帯に提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|----------|------|----|
| 0歳児 | 9時00分頃 | 10時40分頃～ | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時00分頃 | 11時頃～ | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時00分頃 | 11時15分頃～ | 15時頃 | |
| 3歳児 | 9時00分頃 | 11時30分頃～ | 15時頃 | |
| 4歳児 | 9時00分頃 | 11時30分頃～ | 15時頃 | |
| 5歳児 | 9時00分頃 | 11時30分頃～ | 15時頃 | |

(3) 栄養士の配置状況

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|--------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導および管理 | 1 | 1 | 0 | |

8. 利用料金について

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担(保育料)

支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村が定める保育料をお支払いいただきます。区市町村より引き落としまたは、振込通知書が届けられますので、申請した銀行等へご入金ください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料の他、別表2に掲げる費用を負担していただきます。園から請求書をお渡しますので、引き落とし口座へご準備をお願いします。

☆月末締め翌月のおおむね 27 日の引き落としになります。

※当園は、上記費用を銀行振り込みにて支払いを受けた時は、銀行振り込み明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。
また口座振替にて支払いを受けた場合は、通帳の記帳をもって領収書の発行に代えさせていただきます。

- ① 各年齢に応じた特別保育や、その他延長保育料、オムツ代などご負担をいただく費用については次の表をもとにご用意をお願いします。
- ② 次項の表以外に、遠足、保育用品代、夕涼み保育等の行事費用の実費は、必要に応じて、お手紙にてお知らせの上、別途徴収させていただきます。

口座登録をお願いいたします。

口座登録について

1. 登録方法は、インターネット口座振替登録のみとなります。(有償)

2. 1.の受付手数料は、下記のとおりです。

楽天銀行・PayPay 銀行・GMO あおぞらネット銀行: 350 円(税別)

上記銀行以外: 500 円(税別)

3. 手数料の請求時期は、登録月とは異なります。

登録後約2カ月後の請求を予定しておりますが、詳しくはご請求書をご確認ください。

登録後約2ヵ月以内での請求を予定しております。

(例) 4/1 入園の場合⇒5/7 までに登録完了されましたら 5月請求分より引落開始でき登録手数料の請求は6月となります。

※本社社内処理のタイミングにより、手数料請求時期が後ろ倒しになる可能性がございます。

上記タイミングは目安としていただけますようお願いいたします。

※請求状況につきましては、毎月中旬頃に発行している請求書をご確認ください。

(R7 口座登録手数料 と記載させていただきます。)

※同園内にご兄弟が在籍されている場合は、1口座のみの登録で構いません。



| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|---|------------------|---|
| 給食主食代(月額) (月～金) ※3歳児以上 | 3歳児以上幼児主食費 | 1,700円 |
| 給食副食代(月額) (月～金) ※3歳児以上 | 3歳児以上幼児副食費 | 5,000円 |
| オムツ定額サービス(月額) | 全年齢(希望者) | 2,200円 |
| 絵本代(月額) | 年齢に合わせて用意(希望者) | 420円～480円 |
| 保育材料費(月額) (行事費用・プレゼント代など) | 全年齢対象 | 400円 |
| 出席ブック 350円 3・4・5歳 出席シール 270円 3・4・5歳 ピコピコパステル 580円 3・4・5歳 自由画帳 400円 3・4・5歳 けんこうのきろく 340円 0～5歳 お知らせ袋大 260円 0～5歳 カラー帽子日よけ 1190円 1～5歳 | 進級に合わせて用意(入園時) | 0歳:600円 1歳:1790円 2歳:1790円 3歳:3390円 4歳:3390円 5歳:3390円 |
| 体育指導(月額) | 2歳児以上、週1回(希望者) | 1100円 |
| スイミング | 3歳児以上、月1～2回(希望者) | 1,530円/回 |
| 学習指導 | 3歳児以上、随時(希望者) | 800円～820円/年 (予定年齢に合わせて用意) |
| 制服代(シューズ・リュック含む) | 3歳児以上、(入園・進級時) | 16200円 |
| 体操服代 | 2歳児以上、(入園・進級時) | 12200円～ |
| スモック代 | 2歳児以上、(入園・進級時) | 1800円 |
| スポーツ振興保険料(年額) | 全園児 | 210円 |

※絵本、体育指導、スイミング、学習指導は希望者となっておりますが、身体づくりや集中力を養うプログラムとなっておりますので、ぜひ参加していただきますようお願いいたします。→別途、同意書をいただきます。

●実費徴収昨年度実績(2024年)

| 項目 | 内容、負担を求める理由 | 金額 |
|-----------|-------------|-------|
| 夕涼み保育 | 食事代等、バス代 | 400円 |
| 卒園アルバム | 卒園アルバム代として | 4400円 |
| 幼児クラス秋の遠足 | バス代等 | 3379円 |
| お別れ遠足 | バス代等 | 2040円 |
| だいち組思い出遠足 | 電車賃・入館料 | 2400円 |

※当園は現金払いを受けた場合は、必ず領収書を発行いたします。

(3)延長(時間外)料金について

以下の場合、「延長保育」の申請が必要となり、延長保育料が必要となります。

- ② 標準時間認定をされた方で、18時31分から19時30分以降の利用をされる場合。
- ③ 短時間認定をされた方で、7時30分～8時29分、または16時31分以降の利用をされる方。

(勤務時間・通勤経路・通勤時間など審査のうえ、決定します)

利用料金

- 月額延長料金:2,900円●※標準保育利用者のみ利用可能
 - 1日の延長利用料:1時間につき300円
- ※短時間の場合は16時31分以降から別途料金が発生いたします。

| | 開園時間 | 閉園時間 |
|-----|--------------|--------|
| 平日 | 7時30分～19時30分 | 19時30分 |
| 土曜日 | 7時30分～18時30分 | 18時30分 |

- 19時31分以降10分ごとに1000円
- 土曜日利用に関しまして18時31分以降10分毎に1000円を徴収させていただきます。

※保育体制の調整のため、延長保育が必要な時は予定がわかり次第お知らせください。

※万が一、閉園時間後のお迎えとなった場合については、月極・日額問わず、別途費用が発生いたします。

上記の内容については、閉園後のお迎えを容認するものではないことを、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。あくまでも、不測の事態により閉園後のお迎えになった際の対応としてお知らせさせていただきます。

(4)その他の保育事業について

特別保育事業:時間外延長保育・特別支援保育・障がい児保育
地域子育て支援事業:地域交流事業・子育て支援に関する情報提供事業

第3章 保健と健康管理

乳幼児を預かり、集団生活をおくる保育園では、特に健康管理に気を配り、次のことに注意しながら、快適な毎日を過ごせるように保育します。

年間目標

★病気の予防と早期発見★

(1) 予防

健康診断や、いろいろな検査および計測(内科健診・歯科検診・検尿・発育測定)を行います。

(2) 子どもの健康状態を毎日観察します

健康な時の子どもの状態を知っておくことによって、病気の早期発見に努めます。

(3) 衛生の習慣・手洗い・うがいなどを年齢に応じて行います。

★健康な体づくり★

日々の習慣や、生活リズムによって健康な体づくりを行います。

(1) 薄着の習慣

(2) 体を充分に使って遊ぶ

(3) 栄養と食事

(子どもの健康づくりは、家庭と保育園が一体となって取り組むことが大切です。)

●登園する時には次の事に注意しましょう●

▲子どもの健康状態の観察

・朝起きたときの顔色、表情などで気になることがあれば、保育士に伝えて下さい。

(咳がひどい、嘔吐、下痢、食欲がない、睡眠不足、機嫌が悪い など)

▲朝食は必ず食べましょう

▲朝の排便習慣をつけましょう

▲早寝、早起きの習慣をつけましょう

・子どもの生活時間に合わせ、夜は21時までには就寝しましょう。

▲清潔を心がけましょう

・毎日の入浴、洗顔、歯磨きや爪・髪・耳垢などの手入れ

(爪は週末には必ず切ってあげてください。)

・午睡に使用しているタオルケット、上靴、カラー帽子は週末にお持ち帰り、お洗濯をお願いします。

▲身だしなみを整える大切さを子どもに伝えていきたいと思えます。

2歳児以上は体操服を着用し、3歳児以上のお子様は制服と体操服を着用し、指定のリュックで登園ください。

(地域の方にもトレジャーキッズよこづつみ保育園に通うお子様と認識いただき、有事の際に気付いていただけることも考慮しています。)

1. 登園の条件について

お子様をお預かりする上で大切な情報(例:お子様の様子、お迎え時間、発熱・嘔吐等の体調不良や投薬、ご自宅や登園中に起きた怪我等)は、登園時に必ず保育士へ受け渡しの際にお伝えください。(お子様の受け渡しは、必ず保護者様と保育士間で行ってからお仕事に行っていただきますようお願いいたします。)保護者の皆様と園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする大切な情報となります。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同様をお願いいたします。

◎体調が悪い時には、早めの病院受診をお願いいたします。

◎病気の後は、十分に体調を整えてからの登園をお願いします。

◎ご家族の方が感染症にかかれたときも保育園へ連絡をお願いします。

(1) 症状がある場合の登園の可否について

| 症状 | 登園できる | 登園できない |
|----|---|--|
| 発熱 | 解熱後 24 時間以上経過し、他の症状がない、または症状の改善傾向を認める | 37.5℃以上の発熱がある 解熱剤を使用している |
| 下痢 | 食事や水分を摂ってもその刺激で下痢をしない 発熱や嘔吐など他の症状がない 排尿、機嫌、顔色がいつもと変わりなく、元気がある | 24 時間以内に複数回の水様便がある 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする 下痢と同時に体温がいつもより高めである 登園前に排尿がない、機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある |
| 嘔吐 | 授乳後の少量の嘔吐や溢乳 | 24 時間以内に複数回の嘔吐がある 嘔吐と同時に体温がいつもより高めである 食欲がなく水分を欲しがらない 機嫌が悪い、顔色が悪い、元気がない、ぐったりしているなどの症状がある |
| 咳 | | 夜間入眠中に咳のために数回起きる 咳の音がゼイゼイやヒューヒューと聞こえる 呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がある |

《頭部の打撲、高いところから転落したなどの場合》

出血の有無や重症度に関わらず、頭部打撲がおきた場合、24 時間以内に脳にいろいろな変化が生じ、体調の変化がおこりやすいと言われております。今は特にかわったこともなく元気であっても時間がたつてから症状が出ることもあります。受傷後 24～48時間はご家庭で安静にして過ごし、十分な観察をお願いします。登園について迷われる場合は保育園までご連絡下さい。頭を打った時の状況やその後の経過について詳しいお話を聞かせていただきたいので後ほど折り返しのお電話をさせていただきます。

《目やに・充血 発疹がある場合》 目やに、充血、新たな発疹がある場合は感染症による可能性もあります。必ず受診してからの登園をお願いします。登園について迷われる場合は保育園へご連絡下さい。折り返しご連絡させていただくことがあります。

(2) 保育中にお迎えをお願いする基準

| | お迎えに来ていただく場合 |
|----|---|
| 発熱 | 37.5℃以上の発熱があり、元気がなく機嫌が悪いとき 発熱がなくても元気がなく、機嫌が悪い時 排尿回数がいつもより減っているとき 食欲なく水分が摂れないとき |
| 下痢 | 食事や水分を摂るとその刺激で下痢をするとき 腹痛を伴う下痢があるとき 水様便が複数回みられるとき ※感染性胃腸炎が流行しているときは、水様便がみられたらご連絡をします。 |
| 嘔吐 | 1回でも嘔吐があるとき 元気がなく機嫌、顔色が悪いとき 吐き気が止まらないとき 腹痛を伴う嘔吐があるとき 下痢を伴う嘔吐があるとき |
| 咳 | 咳があり眠れないとき 午睡時に咳で目覚めるとき 呼吸音がヒューヒュー、ゼイゼイしているとき 少し動いただけでも咳が出るとき 咳とともに嘔吐が数回あるとき |

(3) 保育園で怪我や病状急変等が発生したとき(受診が必要な場合)

必要に応じて適切な医療機関に受診をします。

病院受診が必要と判断される時には、緊急連絡先にご連絡させていただきます。

その際は資格証明書、医療証等をお預かりさせていただくことがあります。

受診時は可能な限り同席をお願いいたします。

- ・保護者様が同席いただけることでお子様は安心して診察を受けることができます。
- ・医師からの説明やその後の自宅でのケア方法についてもその場でご確認いただけます。
- ・検査(レントゲン、CT等)や処置、縫合が必要となった際は保護者の同意が必要になることがあります。

2. 保育園とくすりについて

◎当園では基本的にお薬をお預かりすることはいたしません。

園生活においてどうしても投薬が必要となる場合は事前に看護師までご相談ください。

◎受診の際は保育園に通園していることを伝え、**朝晩の2回処方**にしてもらう等医師へご相談ください。

気管支拡張テープについて

- ・気管支拡張テープを処方された場合、登園時に必ず貼った時間、場所を保育士、または看護師へお伝え下さい。
- ・気管支拡張テープを使用されている時は、気管支拡張テープ確認表が必要です。
- ・誤飲事故防止の為、気管支拡張テープを使用される時はテープに記名し、その上から絆創膏を貼り付けてください。
- ・はがれた気管支拡張テープは張りなおしはせず、お返しさせていただきます。

市販の虫よけ用テープについても、誤飲事故につながる可能性がある為、保育園での使用はご遠慮下さいますようお願いいたします。

◎当園では、一時的な対処の際に、下記の薬を使用することがございますので、ご了承ください。

また使用する際は、事前に保護者様へご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

- ・怪我をした際には流水で洗浄し、傷の大きさによってはガーゼや絆創膏を使用し、医療用テープで固定することもあります。
- ・肌の保護のため、ワセリン軟膏（サンホワイト）を塗布することもあります。

上記の使用をご希望されないご家庭は、事前に事務所又は看護師までお知らせください。

3. 園児健康診断

健診や測定後には結果をお知らせいたします。

| | |
|-------------|-------|
| 内科健診(全園児) | 年2回実施 |
| 歯科検診 | 年1回実施 |
| 身体測定(身長・体重) | 毎月実施 |
| 尿検査(2歳児以上) | 年1回実施 |

4. 嘱託医について

嘱託医は、当園のお子様の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保護者及び職員の相談対応・指導を行うものです。今年度の当園の嘱託医は以下の通りです。

| | | |
|-------------|-----------------------|--------------|
| のむらこどもクリニック | 大阪府大阪市鶴見区諸口 4 丁目 8-17 | 06-6115-5777 |
| 花博ささき歯科 | 大阪府大阪市鶴見区横堤 4 丁目 25-5 | 06-6912-8241 |

5. 感染症の登園基準

乳幼児が集団で生活する保育園においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。園内での感染症の拡大を防ぐために、下記の表に記載されている感染症、または新型コロナウイルス感染症と診断されたら園までご連絡をいただきますようお願いいたします。また、治癒後に登園する場合は、医師に登園可否の確認が必要となります。

また、学校保健安全法に定められている一部の感染症では、「意見書」と「登園届」が必要になりますので、罹患後の登園の際に提出してください。(資料有:巻末ページをコピーしてご利用ください。)

また、各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』と大阪市からの通達に基づいて対応します。集団生活の場であるため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み(手洗いやうがい、消毒等)をしております。

感染リスクを下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診する、家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生に関する取り組みは同ガイドラインを基にします。なお、ご家庭内で保護者様やご兄弟などが感染症にかかった場合も、園にご連絡いただきますようお願いいたします。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間(*) | 登所(園)の目安 |
|---|---|--|
| 麻疹(はしか) | 発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること(乳幼児にあっては、3 日経過していること) |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症後 5 日間 | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること |
| 風しん | 発しん出現 7 日前から 7 日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘(みずぼうそう) | 発しん出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること |
| 流行性 ^{じかせん} 耳下腺炎 | 発症 3 日前から ^{じかせんしゅちよう} 耳下腺腫脹後 4 日 | ^{じかせん がっかせん ぜっかせん} 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | - | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| ^{いんとう} 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失していた後 2 日経過していること |
| 流行性 ^{かく} 角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等) | - | 医師により感染の恐れがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児について出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎 | - | 医師より感染の恐れがないと認められていること |
| ^{しんしゅうせいずい} 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎) | - | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

*感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登所(園)の目安 |
|----------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24～48時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(りんご病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普通の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸症状のある間 | 呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水泡が形成している間 | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること |
| 突発性発しん | — | 解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

6. 乳幼児突然死症候群(SIDS)から赤ちゃんを守るために

●乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)について

それまで元気だった子どもが、事故や窒息ではなく、眠っている間に死亡してしまい死亡調査や解剖検査でもその原因は特定されない突然死のことを「乳幼児突然死症候群(SIDS:シズ)」といいます。1歳未満の児の死因の第3位で、日本での発症頻度は出生6,7千人に2人で、8割が家庭・2割が病院や保育施設で発生しています。家庭では両親の喫煙やうつぶせ寝、温めすぎなどで発生率は高く、保育園では、入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1週間ないし1か月)や何らかの体調不良であった子どもに多く発生しています。

◎入園当初や預けて日が浅い時期(初日から1か月程)は…?

「初めて母親から離れることへの精神的ストレス」や、「集団生活への導入などの肉体的疲労」など、環境の変化に伴う要因が重なり、限界を超えた時に起こりやすいといわれています。

◎何らかの体調不良って…?

微熱がある、ミルクの飲みが悪い、食欲がない、軽い風邪症状、機嫌が悪い、など、「なんとなくいつもと子どもの様子がちがう」という症状で、まさか突然死するなんて…ということが多いようです。

★★★予防対策にご協力をお願いします★★★

SIDSは予測できず防ぎようがないともいわれていますが、睡眠中異常の早期発見のため、保育園では、睡眠時5~10分おきに呼吸状態や体位などのチェックを行っています。ご家庭でも、下記の点に気をつけていただき、特に体調不良時はお休みをし、「いつもと違う」場合には職員にお伝えいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

①慣らし保育にご協力ください。

保育園では、慣らし保育を無理のないよう十分に行うことで、預かりはじめのストレスの軽減につとめ、感染症やお子様の体調不良をしっかりと把握していきたいと思っております。慣らし保育中はご家庭でもしっかりお子様に寄り添い、様子をみてあげてください。慣らし保育後1か月程も注意が必要です。

②体調不良時はお休みしてください

③「いつもと違う」場合は、登園時に職員にお伝えください。

④ご家庭でのお子様の様子は毎日の連絡帳に記入をお願いします。

⑤ご家庭での睡眠時も、仰向けの習慣をつけていただきますようお願いいたします。

⑥お子様の近くでの喫煙はやめましょう

7. 予防接種

予防接種は子どもの感染症予防に欠くことのできないものです。

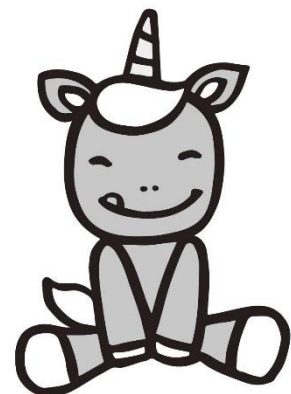
保育園は感染経験が少なく免疫力、体力、身体の機能がまだまだ十分でない乳幼児が毎日長時間にわたり集団生活をする場となります。そのため予防接種を計画的に実施されますことをおすすめいたします。

◎予防接種をされた当日はご家庭で様子を見ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

接種翌日は体調がよければ登園していただけます。受けられた予防接種の種類、日時についてキッズダイヤリーへのご入力をお願いいたします。検診後や年度末に「けんこうのきろく」を返却しますのでご記入をお願いします。

8. 「けんこうのきろく」について

「けんこうのきろく」は子どもの健康状態、予防接種、健康診断の結果など健康に関する記録をしています。保育園で病院を受診するときに「けんこうのきろく」を持参し、母子手帳かわりに使用します。園では、身体測定、尿検査、健康診断の結果を記入します。身体測定後や検診後、年度末に返却しますので、予防接種を終えたもの、今までに罹った病気など、お子さんの健康状態の記入をお願いします。記載後、捺印して速やかにご持参ください。





ね あか 赤ちゃんの いのちを まも 守るために



にゅうよう じ とつぜん ししょうこうぐん エスアイディーエス

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気です。

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは 「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ 母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

たばこはやめる



たばこもSIDSの発症要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発症要因になります。子どもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
診断ガイドライン(第2版)
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline>



お問い合わせ
乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝かせ
柵は常に上げておく。
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょ
う。赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には
枕やぬいぐるみをおかない。
口や鼻はおおわない

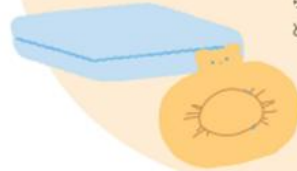
赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったたり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やタオル、衣服、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは
固めのものを使う。
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、服装で温度調整しましょう。

また、保護者が添い寝をする時は、赤
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんなか
こども家庭庁



4章 家庭との連携

1. 園からのお知らせ

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもトレジャーキッズよこづつみ保育園が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

(1) 朝ごはんを食べてから登園しましょう

子どもたちの健やかな成長に欠かせない「基本的な生活リズム」を身につけるための大切な取り組みです。

朝ごはんを食べることで

- ◆ 体温が上がり、頭もからだもすっきり目覚めることができます
- ◆ 3回食事を摂ることは、からだの成長に欠かせません
- ◆ 腸が刺激され、便秘の予防になります

(2) 保育園から道路に出るときには、必ずお子様と手を繋いで出てください

車は危ないとわかっていても、子どもは急に走り出します。行方不明事故等、深刻な事態に繋がりがねません。

保護者様の手は、お子様の命綱です

送迎時、玄関や門扉はひんぱんに開閉します。その間にお子様が出て行ってしまうことがあります。玄関・門扉周辺では、お子様から目、手を離さないでください。また門扉の2重ロックは、必ず閉めるようにしてください。(シルバーの鍵が扉の上についています)

安全はお互い様です

玄関や門扉を開け閉めする際、お子様だけが園から出ていくのみかけたら、知らないお子様でも必ず呼び止めて、園にいる保護者、職員に声をかけてください。

登降園時は必ず声をかけてください

お急ぎでも、必ず職員に声をかけてお子様をお預けください。声をかけていただかないと、お子様の登園、降園の状況や人数を把握できません。朝は、お預けまでに時間をいただくこともございますが、お子様たちを大切に一人ひとりお預かりするためです。ご了承ください。

(3) お子様たちのかみつき・ひっかきについて

お子様に自我(「わたし」「ぼく」)が生まれてくると、かみつきやひっかきが始まります。「それ、ぼくの」、「ほしいな、それ」、「わたし、やだ」…、このような気持ちがあっても、まだ言葉にはなりません。そのため、かみついたり、ひっかいたりという行動になります。または、お子様の目の前に現れた誰かの指や顔に、手や口が出ることもあります。

これは成長発達のひとつの特徴です。全てのお子様たちがかみつきやひっかきをするわけではありませんが、かみつきやひっかきが終わらないことも絶対にありません。誰かを傷つけようという気持ちも、お子様には全くありません。反対に「〇〇ちゃん、好き!」、「あそぼう!」といった、他者に対する興味がかみつきやひっかきのような行動として出ることもあります。

保育者は、お子様たちが幼いながらも言葉で気持ちを表現できるよう働きかけをしています。時として私たちの言葉かけや働きかけが間に合わないこともあります。保育者はお子様たちがかんだり、ひっかいたりすることを放置はしません。できる限り止めて、気持ちを受け止め、言葉にするよう伝えます。かみつきやひっかきは特別な行動でも悪い行動でもなく、こども同士のかかわりや「仲良し」の中に出てくるものです。

もし、かみつきやひっかきが起きた時には、適切に処置をして、保護者の方にもお伝えします。

また、生え始めた歯がかゆくてかんでしまう、ということもあります。ご家庭でそのような様子が見られ始めましたら、園までお伝えください。当園でも、同様のことがみられましたら、お伝えしていきます。保護者の皆様と保育園の二人三脚で、こどもたち一人ひとりの成長、そして、こどもたちがお互いに関わり合いながら育っていく姿をしっかりと見守っていきましょう。

(4) 事故に繋がるものには、気をつけて登園しましょう

職員は園内の床や、園庭などに危険なものはないか、いつもチェックをしております。その理由は、0歳児、1歳児が口に入れてしまう可能性があるからです。異物を口に入れることで、窒息したり、窒息を起こさなくても喉の奥の方や気道に挟まってしまい、病院で取り出すのが容易ではないケースもあります。

◆ 身に着けて登園する場合、登園時に申告してほしいもの

- 絆創膏、ガーゼ、ガーゼ固定のテープなど

気管支テープを使用の際は、記名の上剥がれないよう上から絆創膏を貼ってください。

◆ 登園する際に控えてほしいもの

- フードつきの衣服 (ひも付きの物、パーカーなど)
- つかまり立ち以上の動きができるようになったお子様のつなぎの衣服
- ロンパース(乳児)

(5) お子様の写真とプライバシー保護について、大切なお願い

当園では、保護者様のご同意のもと、園だよりやクラスだより、ブログ等にお子様たちの活動の写真を掲載し、日々の活動の様子をお伝えしています。お子様の写真を掲載することにご同意されていないご家庭については、掲載することのないよう配慮しております。

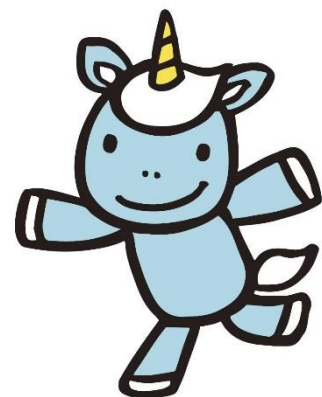
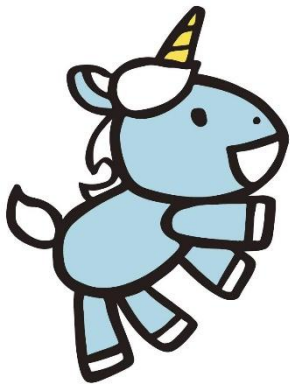
保護者の皆さまにも、他のお子様のプライバシー保護についてお願いいたします。

- ◆ ご自身のお子様以外の顔がわかる写真を Instagram、Facebook、ブログ等にアップされませんよう、ご配慮をお願いいたします。
- ◆ 他のお子様(たち)が写っている写真をアップしたい場合は、必ずそのお子様(たち)の保護者様の了解を得るか、または他のお子様の顔を画像処理してください。

ご家庭には、さまざまなご事情があります。居所を隠してお住まいのご家族がいらっしゃる場合もございます。「自分の友人だけに配信するのだから」とお考えでも、転送や共有、「いいね！」を繰り返すうちに、思いもしない人の手に写真が渡ってしまうこともあります。

独立行政法人 情報処理推進機構は 2015 年 5 月の連休に合わせて、投稿写真からプライバシーが漏洩する危険性について注意喚起をしています。(詳しくは「情報処理推進機構 ゴールデンウィーク(GW)の行楽写真を投稿する際はご注意ください」で検索)

保護者様の間で「わが子の写真を載せないで」、「みんなの写真を載せないで」とお互いに伝えにくい場合は、園長にお伝えください。ご意見やご質問などございましたら、いつでも担任や園長にお声掛けください。



2. 緊急時の連絡方法

(1) 緊急連絡先について(緊急連絡カード)

入園時に保護者の皆様から、非常時の連絡先を緊急連絡カードに記入し提出していただいています。これは緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報の書類となります。記入後に変更が生じた場合は、必ず園へお知らせください。変更箇所の訂正をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者のみな様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

- 緊急時は、この書類に記載してあります園から①番に連絡する人から順に連絡いたしますので、必ず連絡のつく順番で記載をお願いいたします。
- 緊急時、園に連絡がつかない場合は、本社保育事業部へご連絡ください。

<株式会社セリオ 本社オフィス 06-6442-0600>

(2) 大地震・火災等 緊急を要する場合の対応

保育園は、お預かりしているお子さんを災害から守るため、日頃より様々な備えをしておりますが、これらの対応には保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。いざという時に皆様に適切な行動をとっていただき、保育園と保護者の皆様とが一体となって、園児の安全を確保できるよう以下のことにご協力をお願いいたします。

非常災害が発令された場合、または現実には非常災害が発生した場合は保護者の方は保育園に迎えにきてください。園舎が危険な場合は、別の避難場所に避難していることがあります。

避難場所を保育園前に掲示、又はマチコミメール等でお知らせしますので、電話による連絡・問い合わせはお断りします。災害時、園舎にとどまる事が困難な状況と判断された時(園舎が倒壊の恐れ又は近隣からの火災等)は子どもの安全を確保し避難場所へ避難いたします。

<災害時避難場所>

| | 名 称 | 住 所 |
|----------|----------|------------------|
| 第 1 避難場所 | 茨田西小学校 | 鶴見区横堤 5 丁目 13-61 |
| 第 2 避難場所 | 鶴見緑地公園 | 鶴見緑地公園 2-163 |
| 第 3 避難場所 | 鶴見区民センター | 鶴見区横堤 5 丁目 3-15 |

※原則として引き渡しは保護者に限りますが、状況により保護者が来られない場合の代替の方(代理引取り人)をあらかじめ「緊急連絡カード」に記入しお知らせください。

※園児の引き渡しは、引き渡しカード、又は名簿確認のうえで行いますので、迎えにきた際には必ず職員に確認後、降園していただきますようお願いいたします。

3. 災害警報について

台風・地震・津波などで、大阪市内に「暴風警報」「特別警報」及び、鶴見区において、河川氾濫の警戒レベル3(高齢者は避難)、警戒レベル4(全員避難)が発令された場合、園児の安全確保のため、次のように対応します。

- 午前 7 時まで大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除された場合
→通常保育となります(給食あります) ★園からご連絡はいたしません

- 午前 7 時現在、大阪市内に「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が発令されている場合
→自宅待機いただきますよう、お願いします。
★園から朝 7 時～7 時10分くらいの間にマチコミメールで自宅待機をお願いする旨のメールを送信いたします。

- 午前 10 時まで大阪市内または大阪府全域の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除された場合
→開園いたしますので、事故の無いように登園してください。
★園から上記警報等が解除され、保育園でお子様を安全にお迎えできる準備(園の安全の確認)が整いましたら、登園可能とのマチコミメールを送ります。
園からの登園可能のマチコミメール受信後より、お子様をお迎えいたしますので、自宅待機の際の登園時間の判断はマチコミメールを基準としてください。

- 午前 10 時まで大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が解除されない場合
→臨時休園といたします
★園から午前10時～10時10分の間に臨時休園となる旨のマチコミを送ります。

- 保育時間中に大阪市内の「暴風警報」「特別警報」「警戒レベル 3」「警戒レベル4」が発令された場合
→できるだけ早く園児のお迎えをお願いします。確実に連絡が取れるようにしておいてください。

- 大雨警報等が発令された場合も、保育園の判断により、自宅待機またはお迎えをお願いすることがあります。
★園から発令され、保育が危険と判断したうえで、マチコミメールを送ります。メールを確認いただけないご家庭へは緊急連絡先にお電話を入れさせていただきます。
※大阪市防災アプリの情報を基準とします。
※詳細は次頁でご確認ください。
※マチコミメールでお知らせを致しますので、必ずご登録をお願いします。
※保育園へのお問い合わせは混雑をきたしますので、ラジオ・テレビ等の気象情報に基づいて、各自のご判断をお願いします。
指定の避難場所より移動する際は「災害伝言ダイヤル」にその旨伝言を残しますので、お聞きいただけるように、使い方を覚えておいてください。
★171にダイヤル後、「2」・[06-6780-4771](保育園電話番号)

安否確認方法

安否確認用の 伝言サービス

体験利用が可能な日

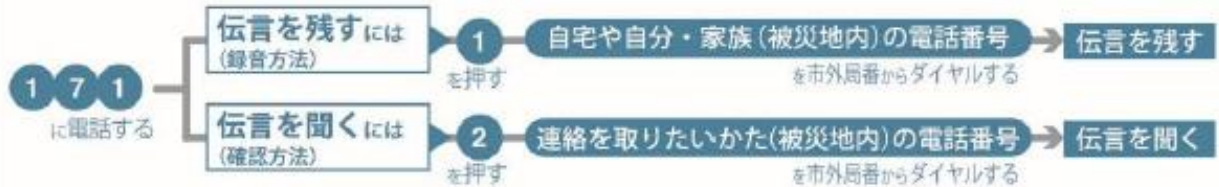
毎月1日、15日、(24時間)、1月1日～3日、(24時間)

防災とボランティア週間 (1月15日午前9時～21日午後5時)

防災週間 (8月30日午前9時～9月5日午後5時)

災害用伝言ダイヤル 171

災害時に伝言の録音や再生ができます。



災害用伝言板

災害時インターネット接続が可能な場合に利用できます。

Web 171 (NTT)

URL <https://www.web171.jp>

NTT docomo

URL <http://dengon.docomo.ne.jp>

ソフトバンク / Y!mobile

URL <http://dengon.softbank.ne.jp>

au (KDDI)

URL <http://dengon.ezweb.ne.jp>

※災害用伝言板は、大きな災害が発生したときに提供が開始されます。サービスの詳細については、NTT 及び携帯電話会社各社の説明を参照してください。

緊急時のサイレンパターン

市域に設置している防災スピーカーでは、緊急事態の種類ごとに定めたサイレン（警報音）パターンにより、気象警報や避難情報（警戒レベル）などの放送を行います。

| 緊急事態の種類 | サイレン（警報音）パターン |
|----------------------|-------------------------------|
| 大津波警報 | 3秒吹鳴 2秒休止 3秒吹鳴 2秒休止 3秒吹鳴 |
| 津波警報 | 5秒吹鳴 6秒休止 5秒吹鳴 6秒休止 5秒吹鳴 |
| 警戒レベル5 | 20秒吹鳴 10秒休止 20秒吹鳴 10秒休止 20秒吹鳴 |
| 警戒レベル4 | 10秒吹鳴 10秒休止 10秒吹鳴 10秒休止 10秒吹鳴 |
| 緊急地震速報※1 (震度5弱以上) | 緊急地震速報のチャイム音 |

詳しい情報はこちら▼

大阪市危機管理室
ホームページ



もしもの為に、今始めよう / ぼうさい 大阪市防災アプリ 大阪

いざという時のための
国民保護法上の
緊急一時避難施設を掲載

いろんな人が使いやすい
やさしい日本語対応
他にも英語・中国語（簡体字・繁体字）・
韓国語を選べるようになりました。



身を守る
防災情報

日ごろから使える
気象情報・雨雲レーダー
降水予測や台風進路も
閲覧可能になりました。

わかりやすく伝えます
防災シグナル
警報等が発令されると
色の変化でお知らせします。

令和5年6月15日（木曜日）、新機能が追加されました！



大阪市防災アプリ ダウンロードはこちら



4. 災害発生時の緊急連絡先について

保護者の方の緊急連絡先は、所定の用紙にご記入いただきご提出いただきます。

基本的には、ご勤務先に連絡をいたしますので、出張やテレワークなどで、

いつもと連絡先が違う場合には、必ず事前に連絡をお願いします。

また、住所および勤務先などが変更した場合も、事務所もしくは担任にお知らせください。

5. 非常災害対策

| | | |
|------------|--|---|
| 防犯設備 | 門扉、および玄関扉電気錠 | |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 | |
| 消防計画届出年月日 | 2019年3月29日 | |
| 防火管理者 | 園長 渡部 馨 | |
| 定期訓練 | 避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 総合防災訓練(引取訓練を含む)：毎年1回実施 | |
| 災害発生時の対応等 | 保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護します。 | |
| 災害時安否情報メール | 保育園では、災害時において、安否情報をお知らせするために、メール配信(マチコミ)を行っています。 この安否情報は、災害時に保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉メールで送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応は行いません。災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。 | |
| 災害備蓄品 | 水 | 水 おおよそ3日分 |
| | 非常食 | 白米、おかゆ、クッキー、ビスケット おおよそ3日分 |
| | トイレ | 非常用トイレ、トイレ用テント おおよそ3日分 |
| | ヘルメット | 職員数分 |
| | 防災頭巾 | 乳児用 10 個、幼児用 60 個 |
| | その他 | 保温シート 60 枚、毛布 20 枚、クッションマット6個、拡声器1台、手回しラジオ1台、非常用持ち出し袋6個 |

6. 緊急時の対応

| | | |
|-------|--|-----------------------|
| 対応方法 | 児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。 | |
| 消防・救急 | 管轄 | 大阪鶴見消防署 |
| | 所在地 | 大阪府大阪市鶴見区横堤 5 丁目 5-45 |
| | 連絡先 | 06-6912-0119 |
| 警察 | 管轄 | 鶴見警察署 |
| | 所在地 | 大阪府大阪市鶴見区諸口 6 丁目 1-1 |
| | 連絡先 | 06-6913-1234 |
| 嘱託医 | 管轄 | のむらこどもクリニック |
| | 所在地 | 大阪府大阪市鶴見区諸口 4 丁目 8-17 |
| | 連絡先 | 06-6115-5777 |
| 嘱託歯科医 | 管轄 | 花博ささき歯科 |
| | 所在地 | 大阪府大阪市鶴見区横堤 4 丁目 25-5 |
| | 連絡先 | 06-6912-8241 |

7. 保育内容に関する相談・苦情窓口

当園は、利用者からの苦情に適切に対応する体制として、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を以下の通り設置しております。

(1) 目的

- ① 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めること。
- ② 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援すること
- ③ 納得のいかないことについては、円滑・円満な解決に努めること

(2) 解決の体制について

◆保育園

| | |
|-------|--|
| 窓口担当者 | 主任保育士 (日高 晴加) |
| 解決責任者 | 園 長 (渡部 馨) |
| 利用時間 | 9:00~18:00 |
| 連絡先 | 06-6780-4771 ※当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱も設置しています。 |

◆第三者委員

| | |
|-----|---------------------------|
| 氏名 | 社会保険労務士法人 和(なごみ) 加藤 / 佐々木 |
| 連絡先 | 06-6942-0753 |

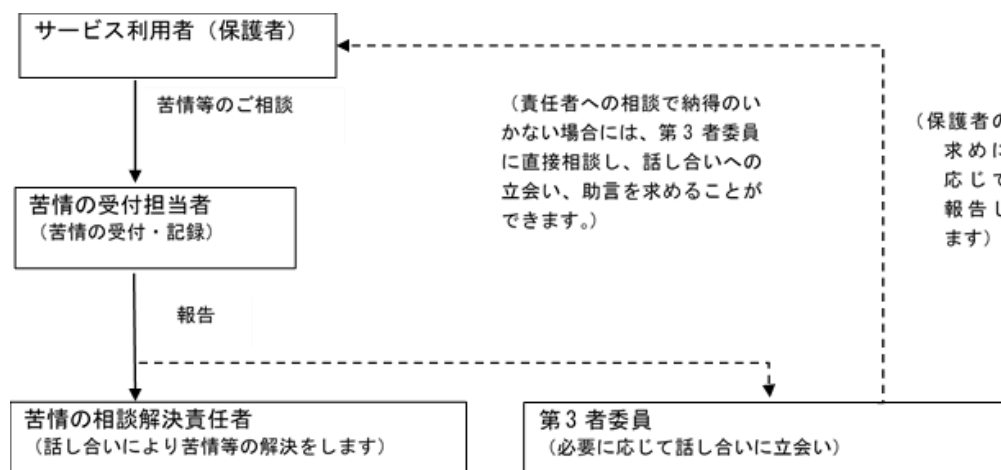
◆その他の相談・苦情受付窓口

| | |
|-----|----------------------|
| 部署名 | 株式会社セリオ 保育事業部 本社オフィス |
| 連絡先 | 06-6442-0600 |

(3) 苦情解決の話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。
 その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
 なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認



(4) 解決の通知と公表

受け付けた苦情等は、解決責任者より所定の用紙により、改善内容、調査を実施したことの報告書または調査を行わない旨を申出人へ報告します。

個人情報に関するものや申出者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について、毎年度終了後に事業報告やホームページ等において公表し、改善に務めます。

8. 虐待防止等の措置について

| | |
|--------|---|
| 体制整備等 | 当保育園では、児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、不適切な保育や関りが行われないよう、マニュアルの策定など必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。 |
| 緊急時の対応 | 保護者様、関係各位において、児童に不適切な養育の兆候や虐待が認められる場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。 |

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。

【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など子どものいる家庭においてDVが行われた場合、子どもは著しい精神的負担を重ねることになるため、子どもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

* 不適切な保育防止マニュアルより抜粋

9. 第三者評価について

認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。

| 項目 | 受審・実施状況 | 受審、実施結果 |
|-----------|----------|-------------|
| 第三者評価受審状況 | 令和6年度 受審 | ホームページに公表済み |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施予定 | |

当保育所の受審結果は、下記の大阪府ホームページのほか、1階事務室に常時備えてありますのでご覧ください。【参考】 <https://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikifukushi/daisansha/index.html>

(大阪府福祉サービス第三者評価)

10. 迷惑行為について

- ・保護者からの暴力行為や恫喝、その他準ずる事項があった場合は、警察に相談、通告する場合があります。
- ・その他迷惑行為があり、改善が見られない場合は、園内に立ち入り禁止等することがあります。
- ・当園としてご回答したにも関わらず、繰り返しの質問や要望を繰り返される場合は、回答を控えさせていただきます。

11. 利用者に対するの保険・・・当園では以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 保険の種類 | 災害共済給付 |
| 保障内容 | 保育所の管理下における児童の災害につき、保護者に災害共済給付を行う。 |
| 掛金額 | 年額 210 円 |

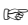
| | |
|---------|--|
| 保険会社 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 |
| 保険の種類 | 賠償責任保険(施設・生産物)、傷害保険 |
| 保障内容/金額 | 【賠償責任保険】 施設対人(1名につき) 1,000,000,000円 |

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付金制度のお知らせ」をご覧ください。

12.個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて

- (1) 当園の職員は、業務上知り得たお子さま及び支給認定保護者の秘密保持を厳守します。区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- (2) トレジャーキッズよこづつみ保育園における個人情報保護の方針及び個人情報の取り扱いについて→別紙をご参照ください。

(3) ホームページや会社パンフレット等への写真掲載に関して

当園ではお子さまの活力ある姿を保護者の方々のみならず、広く内外に広報することによって、地域の皆様や当園に入園を希望される方、当園に関わる方に対し、園の活動内容をよりご理解していただきたいと考えております。そのために弊社ホームページをはじめとして、弊社パンフレット、園内掲示等に保育園生活のいきいきとした写真を掲載したいと考えております。  同意書⑫

① 掲載内容

- 園での活動の様子
- 園での行事に関する写真

② 掲載媒体

- 弊社ホームページ、Facebook、ブログ、Instagram、TikTok、YouTube など 弊社インターネット関連媒体
- 弊社パンフレット、園紹介パンフレット等
- 園内掲示

※ご同意いただけない場合は、掲載いたしません。

※掲載後でも保護者より訂正・削除依頼があれば、対応いたします。

13.写真販売について

職員やプロのカメラマンが撮影した保育園での生活やあそび、行事などの様子の写真を株式会社スタジオアリスが運営する「インターネットスクールフォトサービス“egao”」を通じ、インターネット上にてご購入していただいています。写真はL版と集合写真が主で、データのダウンロードも可能です。

公開、販売に際しては、スクールID、ユーザーID、パスワードにて、関係者以外は閲覧、購入はできません。なお、ご購入いただきました写真、および写真データはご家族でお楽しみいただき、SNS、ブログ等、インターネット上での公開はご遠慮いただきますようお願いいたします。


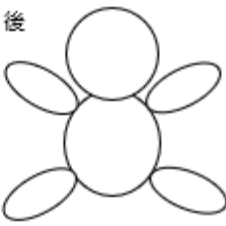
写真購入に関しましては、保護者の方より直接スタジオアリスでご購入していただくものとなります。当保育園は関与しておりませんので、予めご了承ください。

(下の確認表・意見書をコピーしてご利用ください。)

気管支拡張剤テープ 確認表(ホクナリンテープ等)

医師の診断を受けたところ、下記のとおり指示があり、気管支拡張剤のテープ(ホクナリンテープ等)を貼っています。

保護者名 _____ 印 _____

| | | | | |
|---|--|--|-----|--|
| 記入日 | 令和 年 月 日 | | | |
| クラス | _____ ぐみ | | | |
| 子どもの名前 | _____ | | | |
| 処方された病院名 | _____ | | | |
| 処方された日 | 令和 年 月 日 | | | |
| 病名 | _____ | | | |
| 貼り付け位置(印をつけてください) | | | | |
| 前  | 後  | | | |
| 図記入欄 | 受領者 | | 看護師 | |

※気管支拡張剤テープを貼る際、テープに記名して、その上から絆創膏を貼り付けてください。

意見書（医師記入）

施設長 様

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 麻疹（はしか）※ |
| <input type="checkbox"/> | インフルエンザ※ |
| <input type="checkbox"/> | 風しん |
| <input type="checkbox"/> | 水痘（水ぼうそう） |
| <input type="checkbox"/> | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| <input type="checkbox"/> | 結核 |
| <input type="checkbox"/> | 咽頭結膜熱（プール熱）※ |
| <input type="checkbox"/> | 流行性角結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> | 百日咳 |
| <input type="checkbox"/> | ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） 腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等） |
| <input type="checkbox"/> | 急性出血性結膜炎 |
| <input type="checkbox"/> | 侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎） |
| <input type="checkbox"/> | その他（ ） |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状の回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

登園届 (保護者記入)

施設長 様

入所児童名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

| | |
|--------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 溶連菌感染症 |
| <input type="checkbox"/> | マイコプラズマ肺炎 |
| <input type="checkbox"/> | 手足口病 |
| <input type="checkbox"/> | 伝染性紅斑 (りんご病) |
| <input type="checkbox"/> | ヘルパンギーナ |
| <input type="checkbox"/> | RSウイルス感染症 |
| <input type="checkbox"/> | 带状疱疹しん |
| <input type="checkbox"/> | 突発性発しん |
| <input type="checkbox"/> | その他 () |

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので 年 月 日
より登園いたします。

年 月 日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

MEMO

MEMO



株式会社セリオ
トレジャーキッズよこづつみ保育園
2025・4月 改定

